

(平成26年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月10日及び18年8月10日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成18年8月10日

A社B支店から支給された申立期間①及び②の賞与(石炭手当)について、同社同支店からの社会保険事務所(当時)への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

両申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(本社)から提出された同社B支店に係る給料台帳(写)により、申立人は、申立期間①及び②に同社同支店から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給料台帳(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月10日及び18年8月10日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月10日、18年8月10日及び19年8月10日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成18年8月10日
③ 平成19年8月10日

A社B支店から支給された申立期間①、②及び③の賞与（石炭手当）について、同社同支店からの社会保険事務所（当時）への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

全ての申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（本社）から提出された同社B支店に係る給料台帳（写）により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社同支店から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記給料台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月10日、18年8月10日及び19年8月10日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から59年3月まで

私は、仕事を辞めた後の昭和47年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間について、社会保険事務所（当時）から送付された納付書により、C銀行D支店又はE銀行F支店（当時）の窓口で国民年金保険料を1年分ずつまとめて納付した。私は一人暮らしであり、国民年金だけは加入しておかなければならないと思っていたので、国民年金保険料を全て納付しているはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を辞めた後の昭和47年4月頃に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳は49年11月から使用が開始された三制度共通の手帳である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、59年8月15日に払い出されたことが確認でき、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和47年4月から57年6月までの国民年金保険料については時効により納付できず、同年7月から59年3月までの保険料についても、遡って納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は144か月と長期間であり、このような長期にわたり行政機関が申立人の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い上、申立期間の保険料は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿

においても未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 5 月までの期間、同年 10 月から 59 年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から 58 年 5 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 6 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 62 年頃に A 市役所の国民年金窓口担当者に年金保険料の納付状況を確認したところ、納付漏れは無い旨回答があった。

申立期間について、国民年金保険料が未納であることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年頃に A 市役所の国民年金窓口担当者に国民年金保険料の納付状況を確認したところ、保険料の納付漏れは無いとの回答を得たと主張しているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な記憶が無い。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 9 月 27 日に納付していること、並びに申立人の国民年金に係る 57 年 6 月 1 日の資格取得、58 年 6 月 1 日の資格喪失及び同年 10 月 1 日の資格取得に係る処理が、いずれも 61 年 10 月 6 日に行われていることが確認できることから、申立人は同年 9 月頃に申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、57 年 6 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと認められ、当該加入手続時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は既に時効により納付することができなかつたと考えられる上、A 市における申立人の国民年金カードにおいても、申立期間の保険料はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったと認められる

昭和 61 年度以降の国民年金保険料の納付に併せ、申立期間③前後の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで及び同年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を 3 か月ずつ過年度納付しているが、いずれの期間も時効間に納付していることが確認できることから、申立期間③の保険料は時効により納付できなかった可能性が否定できず、当該期間の保険料を納付したとの心証を得るまでに至らなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 20 日から 37 年 5 月 14 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務していた申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人が申立期間に勤務していた事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和37年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 20 日から 43 年 3 月 31 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 47 年 8 月 11 日に支給決定されているなど脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、未請求期間となっている事業所において厚生年金保険に加入していたことを認識していなかったと述べていることから、当該被保険者期間が支給対象期間となっていないことのみをもって不自然な記録とまではいえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 12 日から 43 年 10 月 11 日まで

年金記録によると、A社で販売員として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できないが、両申立期間は、前後の期間と変わりなく継続して勤務していた。

当該事業所の販売員については、営業成績が落ちた場合、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったが、私は営業成績が落ちた記憶が無いので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の承継会社であるB社は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における雇用形態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立期間①及び②当時、当該事業所の本社において、社会保険手続及び給与計算事務を担当していたとする者は、「当時、A社の販売員については、本社の営業部で査定を行い、合格しない者は委任契約の販売員となり、厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失させていた。申立人の厚生年金保険の加入記録が途切れている事情については、営業成績の変動によるものとしか考えられない。また、社会保険手続及び給与計算事務については、担当者が地区ごとに分かれており、処理に間違いの無いよう徹底していたので、厚生年金保険の被保険者となっていない者の給与から、同保険料を控除することは無い。」と供

述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 11 人のうち、生存及び所在が確認できた 9 人に照会し、8 人から回答を得られたところ、このうち、申立期間①又は②において、申立人と一緒に勤務していたとする 3 人は、「申立人は優秀な人であったが、申立人の当時の具体的な営業成績、雇用形態及び給与からの厚生年金保険料控除については分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる 22 人に照会し、17 人から回答を得られたところ、申立人と同様、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、再度、同被保険者資格を取得している 8 人のうち、退職後に再入社したことがある旨回答している 2 人を除く 6 人は、「会社を途中で辞めたことは無く、厚生年金保険の被保険者資格が途切れている事情については分からない。また、被保険者資格が途切れている間の保険料控除についても分からない。」と供述しており、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、被保険者名簿を確認したところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録と一致している上、同記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4976 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616、4710、4777、4847 及び 4940 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少している期間がある。

各申立期間の標準報酬月額について、増加していないのはおかしいので、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。

今回、新たな資料を提出するので、改めて調査の上、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月

額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していた D 地区及び E 地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B 社は「そのような事実はない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A 社 F 支店又は同社 G 支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が 45 人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚 21 人のうち回答が得られた 18 人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち二人から提供された当該期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間を申立期間とし、「当時の本給額は 16 万 7,000 円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の供述及び当該同僚から提供された同年 4 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること、vii) 申立人は、A 労働組合が発行した組合新聞「H」を提出し、「毎年昇給しており、そのほかに手当も支給されていたことから、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少しているのはおかしい。」と主張しているものの、当該組合新聞からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、viii) 申立人は、「給与額が増加している時代に、標準報酬月額が給与額と同様に推移していないのはおかしい。当時は、常に残業及び休日出勤しており、年間を通して時間外手当の額に変動は無かったので、一緒に勤務していた同僚に、当時の時間外勤務の状況等について確認してほしい。」と主張していることから、

当該同僚二人に当時の状況について確認したが、いずれも「時間外勤務をしていたが、申立人の給与については分からない。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け、同年6月1日付け、同年11月9日付け、25年5月17日付け、同年8月30日付け、同年11月8日付け、26年2月6日付け及び同年5月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料を提出するので改めて調査してほしい。」としているが、当該資料については、これまでの申立てにおいて、既に提出された資料であること、及び申立人は、「前回の申立てで、名前を挙げた同僚二人の標準報酬月額が自分の標準報酬月額と同じとなっているが、自分は役職で家族手当も支給されていたのに二人の同僚と標準報酬月額が同じとなっているのは、不自然で人的改ざんであり、これが新たな証拠である。」旨主張しているが、申立人及び同僚二人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる新たな資料等の提出も無いことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年 11 月から 42 年 4 月まで
③ 昭和 42 年 11 月から 43 年 4 月まで
④ 昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月まで

私は漁師をしていたが、冬の間は漁ができないため、申立期間①は、A社に、申立期間②及び③は、B社に、申立期間④は、C社D工場に、それぞれ季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立期間①当時の労働者名簿及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、当該期間中に同社に短期労働者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間①当時の賃金台帳は保存されていないが、当該期間より後の期間の労働者名簿及び賃金台帳によると、短期労働者は、厚生年金保険に加入させておらず、給与から同保険料も控除していないことが確認できることから、申立期間①当時も同様の取扱いであったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、一緒に当該事業所に出稼ぎに行ったとして、申立人の兄を含め4人の名前を挙げているが、このうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、申立人と同級生であったとする一人は、「昭和40年の冬期間にA社で季節労働者として勤務したが、厚生年金保険には加入してい

なかった。保険料も控除されていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、上記の申立期間①当時の労働者名簿の記載内容から、オンライン記録により個人を特定できた同僚 14 人のうち、生存及び所在が確認できた 5 人に照会し、4 人から回答を得られたところ、このうち、当該事業所で季節労働者として勤務していたと記憶していた二人のうち一人は、「A社で土木の仕事をしたが、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、前述の申立人が名前を挙げた 4 人及びオンライン記録により個人が特定できた同僚 14 人の計 18 人は、いずれも、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、オンライン記録により、このうち、当該期間において 20 歳に到達している 12 人（申立人の兄を含む。）は、当該期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の B 社における従事業務に関する具体的な供述、及び先述した A 社で申立人と一緒に勤務したとする者のうち B 社を記憶していた二人の「勤務期間までは分からないが、申立人は、B 社に出稼ぎに行き、E 鉱山で働いていたと思う。」との供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、当該期間中に、当該事業所に勤務し、E 鉱山の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、当該事業所について、F 市に所在する法人事業所であったとしているが、商業・法人登記簿謄本では、当該事業所が申立ての地域に所在していたことが確認できない上、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が F 市において、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、先述の当該事業所を記憶していた二人のうち一人は、「私も B 社に出稼ぎに行き、E 鉱山で働いたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間②及び③において申立人と一緒に当該事業所に出稼ぎに行ったとする申立人の兄は、オンライン記録によると、当該期間は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、G 社は、「下請事業所に係る資料等を確認したが、B 社は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立人は、「C 社 D 工場には、昭和 45 年及び 46 年の冬に続けて出稼ぎに行ったが、46 年の冬期間において厚生年金保険の加

入記録が無いことに納得できない。」と主張している。

しかしながら、会社分割に伴い、C社D工場を承継したH社は、「昭和45年の冬期間における申立人の社会保険被保険者台帳は確認できたが、46年の冬期間における同台帳は確認できず、そのほかに当時の資料等は保存されていないので、申立期間④については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、一緒に当該事業所に出稼ぎに行ったとして、申立人の兄を含め4人の名前を挙げているが、このうち生存及び所在が確認できた同僚2人及び当該2人のうち1人から名前の挙がった別の同僚3人の計5人に照会し、全員から回答を得られたところ、そのうちの4人は、いずれも「昭和45年の冬期間は、申立人が世話役になって皆をまとめ、十数人がC社D工場に出稼ぎに行った。私が行ったのはその一回だけであるので、申立人が翌年も連続して同工場に行ったかどうかについては分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間④において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた30人に照会し、15人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立期間④において、当該事業所に係る被保険者原票には申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。